

（車体）

第62条の2 保安基準第61条の2（第1号に係る部分に限る。）並びに細目告示第242条の2第1項、第258条の2第1項及び第274条の2第1項の規定は、平成32年3月31日までの間は適用しない。

2 平成33年3月31日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第61条の2（第2号に係る部分に限る。）並びに細目告示第242条の2第2項、第258条の2第2項及び第274条の2第2項の規定は、適用しない。